

揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について（第一次報告の概要）

1. 検討の背景

化学物質については、府条例に基づき、事業者の自主的な削減対策に取り組んできたが、化管法の施行状況や府域の化学物質排出量の状況を踏まえ、環境リスク低減に向けた事業者の自主的な管理を一層促進することが必要
揮発性有機化合物（VOC）については、府条例に基づく炭化水素規制を進めてきたが、光化学オキシダント濃度は改善がみられず、光化学スモッグ注意報も依然として発令されているため、大気汚染防止法の改正を踏まえ、今後のVOC対策について検討が必要

（参考）審議経過	8月4日 第4回部会
平成18年3月27日 環境審議会へ諮問	8月25日 環境審議会(中間報告)
(揮発性有機化合物・化学物質対策部会設置)	9月1日 第5回部会
5月16日 第1回部会	10月3日～11月2日
6月16日 第2回部会	パブリックコメントの募集
7月21日 第3回部会(関係者意見等聴取)	11月15日 第6回部会

2. 現状と課題

1 化学物質対策

現状

府における対策

大気への排出抑制を目的とした「大阪府化学物質適正管理指針」（平成7年5月施行）に基づき、事業者に対し、化学物質の自主的取組を促進（平成16年度分の報告：303件）

国における対策

有害性の高い物質や排出量の多い物質に対して「化学物質審査規制法」、「大気汚染防止法」等の個別法に基づき環境への排出等を規制、また、「化管法」（排出量等の把握、平成13年4月施行）により自主的取組を促進

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

課題

- 事業者の自主的取組をより一層促進するための管理の仕組みの整備
- 府条例と法の整合を図るとともに、法の規定を補完
- 事故や自然災害など緊急事態発生時の危機管理

2 VOC対策

現状

府における対策（府条例による炭化水素規制：平成6年11月施行）

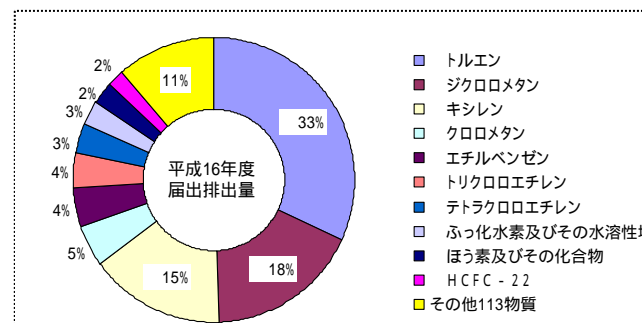
発生施設を網羅的に規制（9発生源・24種類の施設に設備構造基準等を適用、平成18年4月現在、2,216工場が対象）

国における対策（改正大気汚染防止法：平成18年4月全面施行）

大規模工場に対する排出規制と事業者の自主的取組の組合せ（ベストミックス）平成22年度までに、平成12年度比でVOC排出量を3割程度削減

課題

- 光化学スモッグの発生状況や光化学オキシダント濃度は改善されておらず、原因物質の一つであるVOCの排出抑制の徹底
- 府条例に基づく対策の成果や問題点等を踏まえ、自主的取組を含む法制度との整合を図りつつ、効果的なVOCの排出抑制方策の検討



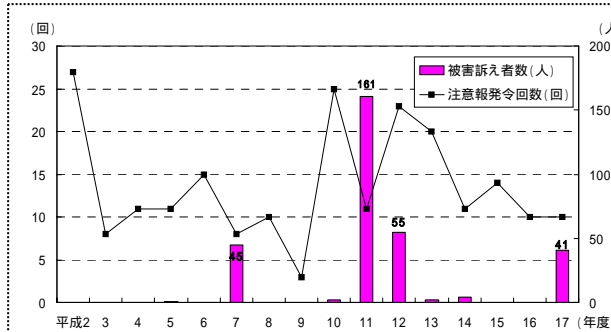
化管法に基づく化学物質排出量

- 平成16年度の府域の化学物質排出量は28,153トンで全国5位
- 排出量が多い化学物質はトルエン、ジクロロメタンなどのVOCで、全体の約8割を占めている。

府域におけるVOC排出量（固定発生源）

平成2年度：約12万t/年

↓
平成16年度：約7万5千t/年（37%減）



光化学スモッグの状況

- 光化学スモッグ注意報は、毎年10回前後の発令があり、数十人～百人規模の被害の訴えがある年もある。

VOC：大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物で化学物質の一種
光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の原因物質の一つ(Volatile Organic Compounds)

3. 対策の基本的な考え方

1 化学物質対策

排出規制の見直し

- 新たに発がん性が確認された物質（エチレンオキシド）を有害物質に追加（現在、ベンゼン、カドミウム等22物質を有害物質として条例で規制）
- 設備構造基準の遵守状況の把握・確認のため、必要事項の記録・保存を義務付け

化学物質適正管理促進のための新しい制度

- 大気のみならず水・土壌への排出や廃棄物等への移動も対象とする総合的な管理制度に改善
- 環境リスクの観点からの対象物質の見直し
- 対象物質の取扱量や管理体制報告書等の届出を義務付け
- 危機管理の観点から、緊急事態対処計画書や事故時の報告を義務付け
- 新「化学物質適正管理指針（仮称）」の制定

2 VOC対策

VOCを排出する施設や工場の規制

- 条例の規制対象や基準等については現行のままとし、規制基準の遵守状況の把握・確認のため、必要事項の記録・保存を義務付け

工場・事業場以外の発生源の対策

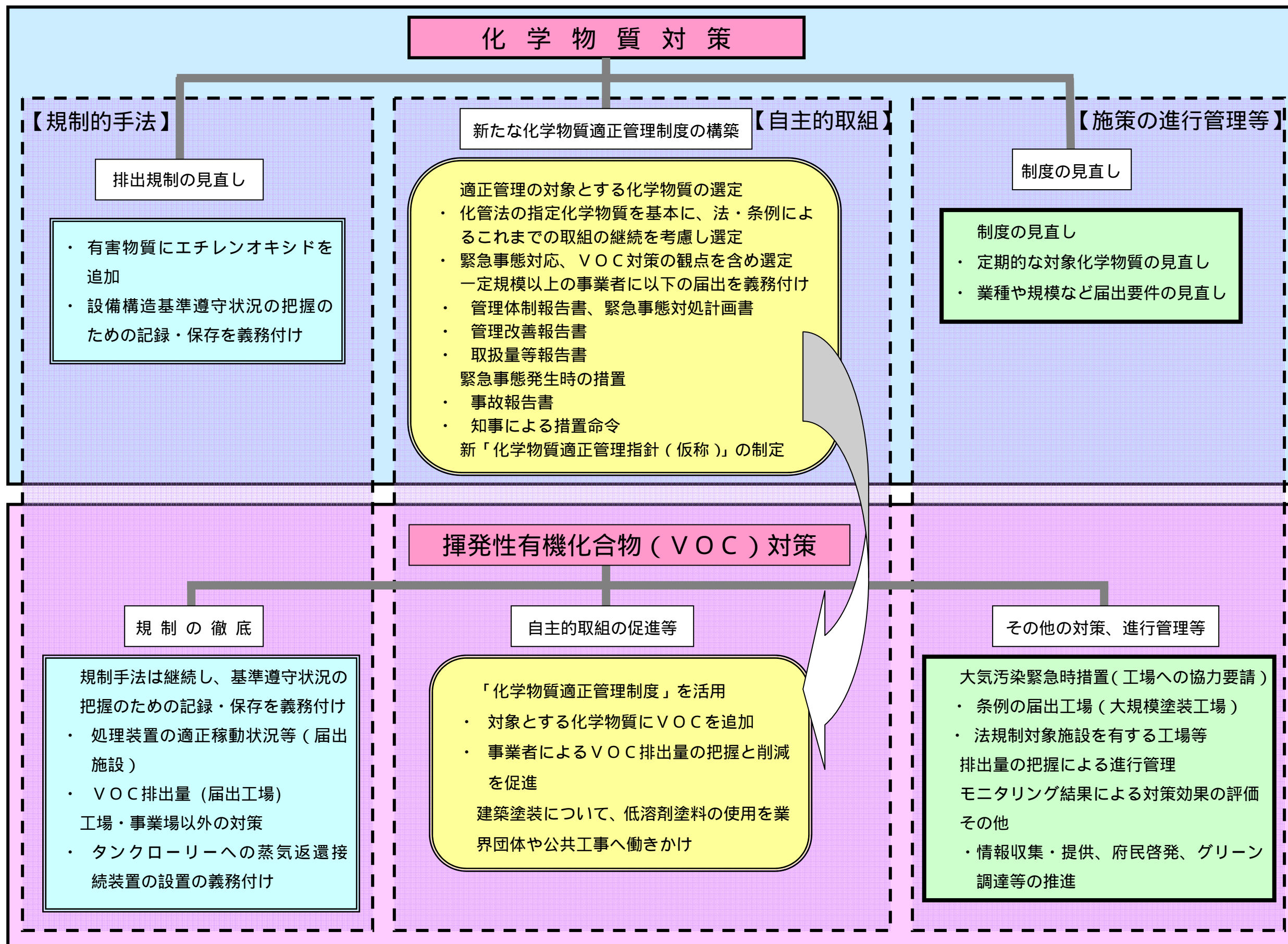
- タンクローリーの蒸気返還接続装置の設置を新たに義務付け
- 「化学物質適正管理制度」を活用した自主的取組の促進
- 化学物質適正管理の対象物質にVOCを加え、VOC削減に向けた自主的取組を促進

大気汚染緊急時措置

- 光化学スモッグの注意報等の発令時に大規模なVOC排出事業者に排出抑制の協力を要請

化学物質対策及びVOC対策の、両方を合わせた総合的な体系は別紙（裏面）のとおり。

化学物質及び揮発性有機化合物対策の体系



光化学スモッグの発生抑制・浮遊粒子状物質濃度の改善
 化学物質による環境リスクの低減